

◎新潟県告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 新潟五泉間瀬線
- 2 供用開始の区間
五泉市能代字下東146番1から同市西四ツ屋字内ノ畑戊3番3まで
- 3 供用開始の期日 平成26年2月28日